



目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○保安林の解除予定の通知（"）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2件）（"）	1
○公共測量の終了の通知（用地対策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	2
○高知県収入証紙売りさばき人の指定（会計管理課）	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名（2・8 揭示）	2
○政治団体の設立の届出	2
○政治団体の届出事項の異動の届出	3
○政治団体の解散の届出	3
○資金管理団体の指定の届出	3
○資金管理団体の届出事項の異動の届出	3

告 示

高知県告示第139号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町脇ノ山字新嶽189、190の1、字休場384の3、384の13、387の2から387の4まで、字藤木谷395の8、395の9
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第140号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡中土佐町大野見下ル川1229、1231、1240、1241、1245から1247まで
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第141号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町小黒ノ川字ヒジリ山545の13（国有林）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第142号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年10月農林省告示第1272号（一の構原町に限る。）

昭和51年10月農林省告示第948号（一の高知県高岡郡構原町大字田野々15の1から15の3までに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第143号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和44年3月農林省告示第482号（五を除く。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第144号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和3年9月高知県告示第813号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年1月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年2月18日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大豊物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町中上字 島崎411番1から 香美市物部町五王堂 字満却1850番1まで	前	3.6 }	145 }
	後	4.0 }	126 }
		29.1	

#### 高知県告示第146号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

令和4年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の住所及び氏名  
高知市大津乙985番地18  
吉本 智穂
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
高知市大津字世々羅乙1807-1  
ローソン高知大津店
- 3 指定年月日  
令和4年2月8日

-----  
教育委員会規則  
-----

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

高知県教育長 伊藤 博明

#### 高知県教育委員会規則第3号

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（令和2年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（昭和46年法律第77号）」を「（昭和46年法律第77号。以下この条において「給特法」という。））」に、「同法」を「給特法」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育委員会は、給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4第1項から第3項まで及び第33条第3項の規定に基づき教育職員（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）に業務を行わせる場合には、当該教育職員についての前2項に規定する上限の適用については、第1項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」と、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」と、前項第4号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 選挙管理委員会告示

#### 高知県選挙管理委員会告示第33号

令和4年2月6日執行の高知県議会議員補欠選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和4年2月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

選挙区の名称	住所	氏名
--------	----	----

香美市選挙区	高知県香美市土佐山田町中野676番地1	依 光 美代子
--------	---------------------	---------

#### 高知県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
川久保可不可後援会	川久保 可不可	溝渕 邦明	香南市野市町西佐古594	令4・1・4
澤良宜由美後援会	澤良宜 由美	安岡 明	四万十市入田2100番地	令4・1・4
百田年真後援会	岡崎 裕一	百田 年真	香南市香我美町徳王子2645番地	令4・1・6
高知県山田宏後援会	野村 和男	嶋崎 聖二	高知市升形2-12	令4・1・7
横尾絢子後援会	近森 憲一	横尾 絢子	香南市吉川町古川1229-1	令4・1・14
畠中拓馬後援会	畠中 拓馬	松村 貢一	香南市野市町東野995-1-2号	令4・1・17
かわむら真生後援会	森 由輝也	川村 榮徳	四万十市不破1-124	令4・1・31

## 高知県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	自由民主党香美 市土佐山田支部 （甲藤 邦廣）	依光 晃 一郎	異動なし	香美市土 佐山田町 楠目76	令4 ・1 ・5
新		甲藤 邦 廣		香美市土 佐山田町 神通寺 234	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	高知県土地改良 政治連盟 （桑名 龍吾）	異動なし	異動なし	高知市上 町二丁目 9-12	令4 ・1 ・1
新				高知市鏡 的淵1- 5	
旧	田野正利後援会 （木戸 孝人）	田村 大	異動なし	異動なし	令4 ・1 ・5
新		木戸 孝 人			
旧	垣内たかふみ後 援会 （垣内 孝文）	異動なし	異動なし	四万十市 古津賀 3122番地 2	令4 ・1 ・13

新				四万十市 右山五月 町9番18 号	
旧	北本洋介後援会 （中沢 博志）	松木 児 三郎	異動なし	異動なし	令4 ・1 ・21
新		中沢 博 志			
旧	平野正後援会 （白石 一幸）	平野 都 代美	異動なし	異動なし	令4 ・1 ・20
新		白石 一 幸			

## 高知県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
大野たつや後援会	田村 輝雄	令3・12・31
松田あきら後援会	松田 朗	令3・12・31
尾崎正直大豊後援会	大石 雅夫	令3・12・28
無所属の会	桑鶴 太郎	令3・12・31
照援会	福井 照	令3・12・31
照友会	三谷 斉	令3・12・31
平山照生後援会	伊達 紀子	令3・12・31
福井てる後援会	古谷 俊夫	令3・12・31

## 高知県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
資金管理団体

資金管理団 体の届出をした 者（代表者） の氏名	公職の 種類	名称	主たる事務所 の所在地	指定 年月 日
澤良宜 由美	四万十 市議会 議員	澤良宜由美後 援会	四万十市入田 2100番地	令4 ・1 ・2
川久保 可不 可	香南市 議会議 員	川久保可不可 後援会	香南市野市町 西佐古594	令4 ・1 ・4

## 高知県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
資金管理団体

区分	資金管理団 体の届出をした 者の氏名	公職の 種類	名称	主たる事務所 の所在地	異動 年月 日
旧	依光 晃一郎	高知県 議会議 員	異動なし	異動なし	令3 ・12 ・23
新		香美市 長			